

奈良県告示第二百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年八月二十九日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
小野クリニック	大和郡山市九条平野町三番二五 ―一号	令和五年六月三十 日
林医院	大和郡山市柳町一丁目一八の一 番地	令和五年六月三十 日
ひだまり薬局本庄店	大和郡山市本庄町二九七―六	令和五年六月三十 日
ひだまり薬局香芝店	香芝市磯壁三丁目九二―一〇	令和五年六月三十 日
ひだまり薬局榛原店	宇陀市榛原あかね台二丁目二二 ―五	令和五年六月三十 日
ひだまり薬局大宇陀店	宇陀市大宇陀拾生一八五七―一	令和五年六月三十 日
ひだまり薬局榛原福地店	宇陀市榛原福地三七六	令和五年六月三十 日